

○議長（神山章憲）

次に、12番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

○12番（佐々木四十臣）

12番議員の佐々木でございます。私は、今回、3項目について質問をさせていただきます。

最初の質問は、下水道接続に係る啓発促進策を問うものであります。

2番目の質問は、いよいよ開館が近まってまいりました図書館の図書購入のあり方と現在ある図書室の跡利用についてお尋ねをするものです。

最後の質問は、学童保育所の運営に関して、どのような取り組みが望ましく、効果があるかという点についてお尋ねをするものです。

では、早速、下水道に関する質問に入ります。

下水道が供用開始となって、早い区域では既に接続期限の3年が経過いたしました。事業着手以降の進捗が必ずしもスムーズではなく、供用開始が予定よりも随分とおくれたことは周知のところであります。そのためもあってか、人を取り巻く状況の変化は少なくありません。10年前とは大きく変化していることも事実であります。

いよいよ供用開始となった今日、高齢化などを理由に、接続を渋る人が多々あるようにお聞きします。これまでは、とにかく御理解をいただくように説得を重ねたいというのが所管課の見解で、議会でも何度もそのように答弁がなされた経緯がございます。また、接続について、期限を超えて未接続に関して罰則はないというのがこれまでの説明であったかと思えます。

そこで、お尋ねするものですが、従前の啓発の進め方に問題点や不十分な点がなかったかどうか、お伺いをいたします。

実は、下水道法の第48条では、同法第11条の3、下水の処理を開始すべき日から3年以内に便所を水洗便所に改造しなければならないという条項に違反したものの、これが第48条ではありますが、300千円以下の罰金に処するとあります。実際には、下水道法にこのような罰則規定があったにもかかわらず、そのような説明はかつてなかったと思えます。説明会等でも聞いた記憶はございません。

そこで、お尋ねをするわけですが、従前どおりの見解のままで期限を迎えた未接続者に対応されるおつもりかどうか、あるいは、下水道法の罰則規定についても、これから先の啓発の中では取り込んだ説得を考えられるのかどうか、どのような姿勢と見解で今後は取り組まれるのか、町長の御所見をお伺いいたします。

2番目の質問に移ります。

町民待望の図書館がいよいよ開館間近となりました。これまでの説明では、開館時の蔵書数は5万冊とお聞きしております。あるいは、いつの時点にか、最初の段階でございますけれども、広川町図書館の総蔵書数は8万冊という数字を記憶しております。また、24年から25年度にかけて、その開館時5万冊に向けて新規購入図書が受け入れられました。2

6年度以降も年次購入の計画と説明をされております。開館までの準備段階においては、所管課の図書館要員のもとで、購入図書の選定、選択が進められてきたわけですが、開館後の年次購入に係る図書の選定には、広く民間有識者の意見をも反映することが望ましいと考え、仮称ではありますが、購入図書選定委員会なるものを設置されることをここに提言いたします。教育長のお考えがあるや否や、お尋ねいたします。

もう1点の質問は、現在の図書室の後利用であります。

私は、教育委員会の事務室が手狭であることから、その中から中央公民館部門の機能を移すことができるならば、現在でも広川町公民館活動は県下においても先頭を走っていると認識しておりますが、さらに発展、充実させるためにも、大きな効果があると確信するものですが、これも教育長の御所見をお聞きしたいと思います。

最後の質問になります。

私は、これまでも複数回、学童保育所の運営に関して、改善策を提言した経緯がございます。既に幾つかの点については改善策を講じていただいたところでありまして、ありがたいことと感謝しております。

既に報じられておりますとおり、平成27年度からは学童保育所に関して、制度的に大きな変化がやっております。まず、対象児童が拡大され、現在の小学校低学年、おおむね3年生までということが6年生までが対象児童となります。また、町が指導員等についてしっかりした基準を設けて、その責任を負うようになるはずであります。

現在はどのように運営しておるかといえば、4カ所ある学童保育所の連合会が指導員についてのいわゆる報酬を町から出してしておりますが、それ以外は連合会によって運営をするという、いわゆる公設民営の形態をとっております。児童数の増加とともに、限られた数人の役員での運営はもう限界に近づいているように私は認識しております。

また、平成9年度に立ち上げた時点では、学童保育所の多くが広川町の現在の運営形態と同じように、公設民営で運営されていたと思います。ところが、昨今では、その多くがやはり方針を変え、公設公営、あるいは指定管理へと移行しているのが実態であります。

広川町においても、平成27年度を見越す中で、この学童保育所運営に関して、指定管理方式へと移行することを考えてはどうかと、ここに問題提起をいたします。そうなることによって、学童保育所の機能は一層発揮されるでしょうし、町にとっても、費用対効果の観点からも、向上こそすれ、ロスは少ないと考えております。町長の御所見をお聞きしたいと思います。

以上で登壇しての質問を終わります。あとは質問席でやらさせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

佐々木議員の質問の中の下水道接続に係る啓発促進策についてでございます。

御質問の下水道接続に係る啓発につきましては、下水道法第10条では、公共下水道が供用開始されると、その区域内の建物の所有者は遅滞なく排水設備を設置し、下水道に接続するよう義務づけていますので、町では供用開始の告示を行い、下水道へつなげるようになったことの対象者への通知や、下水道事業説明会の際に速やかな接続工事の実施をお願いしているところです。

罰則についてですが、下水道法第11条の3では、処理区域内の既存のくみ取り便所は、処理開始から3年以内に水洗便所に改造するよう建築物の所有者に義務づけしており、この改造義務を履行しない者に対し、公共下水道管理者は、定められた要件のもとに改造命令を出すことができるとされています。

ただし、改造資金の調達が困難な事情がある場合など、改造していないことについて相当の理由がある場合は、改造命令を出すことができません。

改造命令は、重大な不利益を与える処分なので、その必要性及び妥当性について慎重な判断が要求されますので、改造していないことについて、相当の理由があるか否かについて、個別の事情により判断することになります。

法では、改造義務の違反者に対しては罰則の適用はなく、下水道法第48条で水洗便所への改造命令に違反した者に対し、300千円以下の罰金を規定しています。

このようなことから、水洗化を促進するために、水洗便所等改造資金助成金を設けていますので、工事説明会や戸別訪問指導の際に、あわせて助成制度の説明も行い、接続を促しています。

いずれにしましても、下水道は供用開始後、区域内の建物が速やかに接続されることにより、生活環境の改善や公衆衛生の向上、さらには河川の公共用水域の水質保全が実現されますので、可能な限り、早目に接続されることをお願いしているところでございます。

次に、学童保育所の運営に関しての取り組みについてのお答えでございますが、国は子ども・子育て関連3法の趣旨として、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもと、主なポイントの一つに「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を掲げています。その中に、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の充実を子育て支援の手段の一つとして取り上げられています。

今、国・県・市町村で現在進行中の子ども・子育て会議では、それぞれで整備が必要なサービスや支援策の種類、量、負担額などの検討が行われております。国の社会保障審議会児童部会でも、学童保育の基準に関する専門部会を設けて議論がなされております。

これらは、平成27年度からの実施をめどに進められておりますので、そこで示されてくる基準や方向性によっては、広川町の学童保育所の取り組みにも影響があるものと思われるので、必要な場合には運営方法や具体的な内容の提案を行ってまいりたいと思っております。

次に、図書室の後利用については、これは我々町長部局の問題でございますから、お答えをいたしますが、日々変化を続ける行政運営、住民ニーズに対応するため、組織機構に

については、随時、組織機構検討チーム会議を開催し、協議を重ねております。今後は、権限移譲による業務量が拡大している部署の検討が必要であり、また各課の配置についても協議する必要があります。平成27年度当初をめどに組織機構の改革を行い、その時点で事務室として活用したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（神山章憲）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

佐々木議員の質問にお答えいたします。

新しい図書館の図書購入のあり方についてでございますが、本年7月に開館予定しております町立図書館につきましては、館内にはさまざまな書籍の購入を進めております。教養、調査研究、趣味、娯楽等の一般図書コーナー、幼児から中学生までを対象とした発育や教育に関する図書、絵本や紙芝居などの児童図書コーナー、辞典や参考図書、町全域、全県を対象とした郷土資料コーナー等、またその他に行政機関の発行する資料、新聞、雑誌、視聴覚資料としてのビデオ、CD、カセットテープなど、総数約5万冊を蔵書する予定でございます。

蔵書の選定につきましては、専門知識や経験を有した図書館職員である図書司書の業務となります。また、図書館の運営等については、図書館長の諮問に応じて意見を述べる機関であります図書館協議会を設置いたします。

この図書館協議会の委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、児童家庭教育関係者、学識経験者、町民公募等で組織したいと考えております。読書ボランティアグループや郷土史会文化財保護関係等の関係者、児童福祉団体の方々等から推薦をいただくことになろうかと思っております。

なお、本年7月の図書館開館後の継続的な図書選定につきましては、図書館協議会委員や関係者からの御意見、町民の皆さんからのリクエストや御意見もいただきたいと考えております。

多くの方々に御来館いただき、町民に愛され、活用される図書館にしていく所存でございます。

以上でございます。

**○議長（神山章憲）**

12番佐々木四十臣君。

**○12番（佐々木四十臣）**

下水道でありますけれども、まず最初に、現時点において供用可能となった戸数と、その中で、既に3カ年を経過してなお未接続の戸数と、その辺について数字的にお示しをいただきたいと思っております。

**○議長（神山章憲）**

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

今現在の接続の件数ですけれども、岡村議員のときにも御報告、町長の答弁があったと思いますけど、現在、供用開始区域内で、公共ますまで設置した件数が約1,228、公共ますまでつくっております。それに接続して下水道を使用しているところが数字、862件ですので、約70%ほどの接続率になっているところでございます。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

今、登壇して申し上げましたように、これまで下水道法上、罰則規定があるということについて、全くいろんな場所では説明がなされなかったと私は記憶しております。

それで、広川町の下水道条例でも、その罰則については条項がございません。罰則は科さなくてもいいことが一番いいことなんです。しかし、やはり上級法令に——今までその下水道法に準じて、この広川町の下水道条例があるわけですから、いずれにしても、上級法にそういう規定がある以上は、やはりこういう補助事業をスムーズに進捗させていくためには、当然そういう啓発の中で、そういうことがあるということは示しておくべきだったと私は思うんです。それで、本当罰則を科せる必要がなければ、これが一番いいことなんです。しかし、そういうこともありますよということは、やはり説明しておく必要があったのではないかなというふうに考えておるわけです。

それで、今後、その理由がどういうことだったのか、とにかく説得を重ねますという話であったと思いますが、それでこの未接続者の数がスムーズに減少していくならば、もうこれ以上何も言うことはないわけです。しかし、現在はもうかなり状況が変わってきて、いわゆるこの事業立ち上げから既に相当な年数がたったわけですから、供用開始予定よりもさらに延びたわけですから、そういう中では、今度は受益者側にとっては非常に——もう単純に10年ぐらいの時間がたったわけですから、そのときは取るつもりであったけれども、今になれば、もうどうでもいいと、若干そんな気分になってある方が少なからずあるように私は聞こえるんです。

それで、これまでどおりのやはり説得のやり方だけで、この未接続者がスムーズに減少するかということですが、その啓発のやり方について、今後、担当所管課はどのような説得をやっていこうというふうにされるのか。従前どおりでいいと思われるのか、やはりもうこの説明の中にも、啓発の中にも、こういうことをちゃんと説明した上で御理解をいただくという方向に本来は転換すべきであろうと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（神山章憲）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

ただいまの議員の御指摘のとおり、罰則は科さないほうがいいに決まっていますので、未接続の状況といたしますか、未接続の原因につきましても、今後、接続されていない方の調査等も含めて、その内容によって、いろいろ対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

だから、やはりこういう説明だけはちゃんとやらなければならないと思うんですよ。そして、もちろん、町長が答弁されたように、事情があるならば、誰が聞いても客観的になるほどなど、やむを得んなどという事情があるならば、それについてはそれ以上の無理な強制的なことはやらないのが当たり前であります。

だから、また今度はそういうやはり状況的にいろいろ支障、無理が生じておる、そういう方があるとすれば、やはりその救済策、救済方法もあるということをやはり十分啓発をしなければならんと思います。その両方をこれから先はやるべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（神山章憲）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

罰則規定の300千円がありますけれども、先ほど町長からの答弁にありましたとおり、改造命令に違反した者ということになっておりますので、なかなか改造命令、それがどういう事情でつながっていないかという調査も十分にする必要はあるかと思えます。その辺十分に検討しまして、この罰則規定のほうは適用をしていくような形になるかと思えます。

それから、接続をされていない方への対応ということにつきましては、いろんな形態があるかと思えます。資金が困難な方、それとか構造的な分でつなげられないとか、あと家の住まれる状態、それとか土地の関係とか、いろいろ方法があるかと思えますので、その辺を今後、未接続者の方の分を調査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

わかります。それで、やはり3年という期限を超えた方については、これから調査すると言われることをもう早急にやらなければ、やはりあそこは5年たっておるけれども、つないでいないよと、そういう話が今度は出て、いわゆる不公平が生じてくるということです。ですから、そのいわゆる調査実態をしっかりと把握すると。本来、今までにしておかにやいかんことです。しかし、今からでもいいと思います。だから、早速、その実態把握をやるということですが、まだ本会議に上程されておられませんけれども、26年度にそうい

うことについての若干のその予算措置等を考えられておるんですか。いかがですか。

○議長（神山章憲）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

現在のところ、そういう分につきましてはの予算化は計上しておりません。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

やっぱり予算が伴わなくて済むなら結構ですが、それならば、調査をやる、実態を把握するとおっしゃることは今年度にされますか。

○議長（神山章憲）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

今、認可区域の事業推進に向けて日夜努力して工事なり加入促進を図っていますので、その事務の合間といいますか、できる範囲の人員でやっていますので、その時間内で、できる範囲で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

もうそれしかないと思います。いずれにしても、不公平を生じないように、そしてやはり未接続の方については御理解をいただくように、大変だと思いますけれども、鋭意努力をしていただきたいと希望しておきます。

次に、図書館についての質問をさせていただきますが、蔵書というのは、今、教育長が登壇されて、いろいろの分野のものをそろえておるとおっしゃいますが、確かに分野ごとにたくさんの蔵書が平均して必要です。ところが、それをこれから先ですよ、今までののもうやむを得んと思う、やっぱり準備段階ですから、本来ならば、その準備段階からそういう民間の——教育長はおっしゃったじゃないですか。町民の皆さんからのリクエストや御意見を聞きたいと。本来ならば、そういうことは準備段階にしておかにやいかんです、今までに。最初の計画の立ち上げの段階から、本来、それも計画の一つなんです。そういうことも作業の一つなんです。しかし、それはやはり私も登壇して言いましたように、準備段階としてはやむを得ないところもあるだろうと思って、そのことについては言わなかったんですけども、本来は計画の立ち上げの段階から、そういうことをやっぱり考慮してほしかった。

それで、これから先、26年度以降に購入する蔵書については、民間の、いわゆる町民の

皆さんの中から、確かに今おっしゃったように、図書館運営協議会というのが館長の諮問機関として設定されるそうですけれども、それは運営協議会なんですよ。図書の選定じゃないんですよ。本来、それが主目的じゃないはずなんですよ。だから、図書の選定と図書館の運営の協議とは、やはりおのずと設立の趣旨は違うんです。そのことについていかがですかとお尋ねしておる。そして、やはり分野、分野で、専門のやはりいわゆる意見聴取というものが絶対必要なんです。やはり客観的に選びましたというようなことをよく聞くんですけれども、その客観的は誰が客観的と言うのかということですよ。

そういうことで、とにかく有識者の意見を積極的に取り上げて、いわゆるせつかく町民の皆さんの税金を使ってそろえていく蔵書なんです。ですから、1冊たりとも無駄にならないように、より町民の皆さんが手にとって読んでいただけるような蔵書、必要とする蔵書、これが欲しかったというようなものが書棚に並ぶこと、そういうためにも、そういう委員会があるべきじゃないですかとお尋ねしておるんですが、いかがですか。

**○議長（神山章憲）**

教育次長。

**○教育委員会事務局次長（山下俊子）**

私のほうから、図書館の蔵書の現状についてお話をしたいと思います。

現在、先ほど教育長が答弁しましたとおり、一般図書、それから児童図書、郷土資料、行政資料について既存の図書、それから25年度に購入した図書、雑誌等を含めて5万冊という形で開館をしたいと思っておりますが、図書館の基準というものが分類がゼロ分類から9分類まで、総記、哲学、歴史、産業、芸術、言語、文学といった図書分類があります。その一般図書、児童図書に対する標準的な蔵書の割合というものがありません。現在、この基準に合わせたところで25年度既存の図書に加えまして、新規の購入をいたしております。

今現在ではっきりした数というのが分類別に出せないんですが、電算システムの中に分類ごとの蔵書件数というものがシステムの中に入っておりますので、スタートの時点では、それぞれの分野ごとにきちんとした冊数が出てくるかと思っております。そして、使っていただく中で、システムの中で年代別の利用傾向、冊数とか分類ごとの貸出冊数、そこで生まれた冊数というのは出てこないんですが、来場者の数、そういうものを全部統計的なものを電算の中に組み込んでおりますので、その内容、実績というものも図書館協議会の中で提示できるかと思っております。新刊の図書につきましては、年間約6万冊から7万冊の新刊図書が発行されております。この中からの選定協議会というふうなことになるかと思っておりますが、なかなか難しい部分もありますので、図書館の司書の専門資格を持った司書の選定、それから利用状況等を運営協議会の中に提示をさせていただいて、その中でまたいろんな協議をしていただきたいというふうな、今現在の計画でいるところです。

**○議長（神山章憲）**

教育長。



### ○教育長（吉住政子）

先ほどの図書館協議会の件でございますけれども、最初に申し上げましたように、本町では図書館協議会を設置いたしまして、その協議会が図書を選定に関しても意見を述べるという形をとりたいと思っております。それは、根拠は、図書館法の第3条に図書館奉仕という内容がございます、図書館はさまざまな土地の事情や一般公衆の希望に沿い、また学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することになるように留意しながら、さまざまな郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード品、フィルム、そういうことにも十分留意して、さまざまな資料を準備することという項目がございます。そして、この図書館奉仕のあり方について、図書館奉仕について館長に対し、図書館協議会が意見を述べるという機関であるという規定がございます。そういうことで、専門の司書も選択いたしますが、この図書館協議会を設置することによって、継続的な図書の選定は図書館協議会の意向が大きく反映されるものと考えております。

つきましては、図書館協議会の委員の構成を先ほど言いましたように、幅広く選んでいかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

### ○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

### ○12番（佐々木四十臣）

いわゆる図書館協議会でとにかくやりたいということですから、それならそれで結構ですが、それなら、その図書館協議会は、委員は何人の予定ですか。そして、先ほど次長が言われたように、いわゆる新刊が年間6万冊出るのに、その中から必要な購入図書を選定するのは難しいと、誰が難しいんですか。民間の人に任せたら難しいんですか。図書館の司書が選べば簡単なんですか。そうじゃないでしょう。それを聞きよと。

### ○議長（神山章憲）

教育次長。

### ○教育委員会事務局次長（山下俊子）

図書館協議会につきましては、現在のところ、学校教育関係者、学校の図書司書補であったり、学校関係者、それから社会教育関係者につきましては、郷土史会がございます。文化保護団体等から1名と家庭教育関係者ということで、児童福祉団体、民生委員さんの中から1名と学識経験者ということで、図書館の関係者、町内にもボランティアグループ等がありますので、そちらから1名と公募による町民からの代表を1名ということで、現在のところ5名で予定をしております。

今後は、新刊なり、今蔵書している中からの新しい蔵書というふうなことになっていきますが、なかなか6万冊の中から選定するというふうなことは、いろんな似た図書等もありますので、そこも広川町の町民の皆さん方がどういうふうな傾向で何を求めているかというふうなところも経過の中で見えてくるかと思っておりますので、それを参考に選定をしてい

くというふうな形になろうかと思えます。

選定が6万冊の中から難しいと言いましたのは、選定協議会等の中で6万冊を出して、その中から選定ということは難しいのではないだろうかというふうに思えます。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

図書館協議会で選定するのは簡単ですか。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

図書館協議会の中で6万冊の新刊の中から選ぶということではなくて、先ほど申しましたとおり、蔵書の傾向なりがシステムの中で全て毎年の傾向等が出てくるかと思えます。そういうものを提示するというふうな形で、こういう傾向だから、もう少しこの分類、この児童図書、雑誌とか、こういうものをふやしたらいいんじゃないかというふうな選定になろうかと思えます。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

今、答弁を聞いておると、図書館協議会でも選定はやれないだろうと。要するに、図書館要員が選ぶと。それを追認するということでしょう。そうじゃなくして、もう少しやはり町民の皆さんの意見を本当に生で吸い上げられるような組織が必要ではないですかというのが私が言う、選定委員会を設けたらどうですかと言います。

それで、何でも、いわゆる計画の段階からそういうものが立ち上がっておると、本当に身近な存在になるんですよ。ところが、やっぱり宛てがわれた図書では、蔵書では、やはりそこにかみ合わない部分が私は必ず出てくると。だから、より身近に感じていただけるような蔵書になすために、そういう町民の皆さんの意見を聞くべきだという問題提起をしようとする。

それで、図書館協議会というのは諮問機関だから。それなら、例えば、毎年2回なら2回、3回なら3回、新蔵書購入についてのそういうヒアリングか何かをやられますか。そういうことじゃなかでしょう。こういうものを購入したいと思いますが一覧表、リストが出てくる、そんなのが普通じゃなかですか、大体今町にある委員会なんかのいわゆる相談というか、会議のたたき台というのは。だから、せっかくなつくた図書館だから、やっぱり本当に子供からお年寄りまで身近に自分たちの意見が十二分に反映された内容になってほしいからなんです。

それで、いわゆるどこから1名、どこから1名という協議会の委員もそういうふうに考えてあるそうですが、充て職じゃだめなんです。やはり充て職が必ずしもベターとも言

えん。それより、もっとそういう意欲のある町民の皆さんの中から、有識者の皆さんから御意見を聞く場があったがいいと。しかし、つくる気がないなら、もうこれ以上言っても仕方ありませんので、その図書館協議会がいかにか機能するか、しっかり見てまいります。

それで、もう1つ、そういうふうで、今、図書館要員で、いわゆる生涯学習担当課でそろえた蔵書5万冊が開館時に並ぶわけですけれども、これは廃棄の基準は何年ですか。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

蔵書の選定委員の設置についてという御意見でございます。結構な御意見ですけれども、その選定委員を選ぶのにもまた問題がいろいろ出てきます。その協議会、委員でも、やっぱり今言われるように問題があるかもわかりません。しかし、私はこういった町民が利用する図書館では、やっぱり利用しに来ていただいた町民からいかに多くの意見を聞くか、これをどう生かしていくかというのが一番大事じゃないかなと思っておりますので、その蔵書の選定について選定委員が必要かどうかというのは、私もあんまり詳しくわかりませんが、町政をいつも見ていく中では、そういった利用頻度の高い方々からこういう本をお願いできんだろうかという情報を入れながら、次年度、次年度にそれを進めていくという方法が私は一番いいんじゃないかな。執行部が協議会でやりますということですから、その協議会の人選について、充て職じゃないと思います。それはいろんな一般公募もあろうかと思いますが、そういう人選をしながら、それは運営にもかかわりますから、運営と蔵書のあり方、そして第一番に、何回も言いますが、利用をいただく方々の御意見を聞いて、蔵書の購入は次年度から進めていったが一番いいんじゃないかと思っております。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

廃棄図書についてのお尋ねですが、図書館には開架のコーナー、それから閉架書庫があります。リクエストの多い図書を開架のほうに出して、利用の少ないものは閉架というふうな保存になるかと思えます。電算システムの中で全く読まれない書籍等が出てきますので、一般図書についてはそういうものを順次計画的に廃棄というふうな形になるかと思えます。

また、廃棄の処分につきましては、町民の皆さんにお知らせして、お引き取りをしていただくというふうな予定にしております。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

だから、何年でその基準を考えてありますかということ聞いたんですよ。

それで、あるところは3年間、全く人が借りなかったものについては廃棄、そういう基準がそれぞれの図書館にあるはずなんです。それで、広川町はどういう基準を考えてありますかということをお尋ねします。

それから、読まれない図書は閉架という話やけど、年次計画で新刊を購入していくわけですから、いわゆる収容能力という観点からも、一定のやっぱり購入と廃棄というのは、これは宿命的なものなんです。それから、逆に、絶対これは永久に廃棄できないという蔵書もあるわけなんです。そいけん、いわゆる読まれないから閉架しますということじゃなくして、その選別あたりは非常に難しいと思いますが、やはり開架した蔵書が読まれないもの、一般図書ですよ、読まれないものについてはやはり廃棄もやむを得んと。もう本当にこんなに高い本が何でこんなにしていきなり廃棄するのかとって、本当に腹の立つような場面が実際あっちこっちであるんですよ。もう近隣のところでも、広報で引き取り希望者がおればやりますと、無償で上げますという呼びかけもあっています。そういうことで、それは当然うちの場合もそうなると思うんです。それで、その基準は何年を考えてあるんですかということをお尋ねします。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

一応事務取扱については、これから規定、内規等で決めていくということで案をつくっておりますが、雑誌であったり、郷土史、一般図書ですね、児童書、それから行政資料というふうな形で、一応ここに定めている年数は、ちょっと手持ちの資料ではないのですが、基準がありますので、町の分についてもまたお知らせをしたいと思います。ちょっと年数は手元の資料では出てこないんで、議員がおっしゃるとおり、3年程度ではないかというふうに思います。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

それから、いろんな分野の蔵書をそろえましたという話でしたが、いわゆるいろんな自治体がやっぱり市制何周年とか町制何周年とか、そんな感じで、いわゆる発行した自治体史誌があります。歴史の「史」、ごんべんの「誌」、両方をあわせて自治体史誌というものがあります。もうほとんどの自治体が発行したと思います。広川町も町制50周年を機に、広川町史4巻を発行しております、そういうものについて、現時点でどの程度の収集ができておりますか。恐らくこれは、ほとんど購入せんでも、寄贈で受け入れがほぼ可能だと思うんですよ。それで、その辺、どれぐらいの収集ができておるか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

今、議員おっしゃいました郷土資料の蔵書の現状ですけれども、現在、243冊を蔵書しております。今のところ、25年度で113冊を購入しております。八女市の史誌、黒木、それから近隣、久留米、郷土史会史誌等ですね、大体近隣については現在のところ、そろっているような状況だと思います。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

近隣は大体そろっておると、そろっておらんですよ、それは。そんなもんじゃ、そろっていないですよ。これは、正式な公文書で、こうこうこういう理由で新しい図書館を開設するので、ぜひとも、いわゆるその自治体史誌を御寄贈願いたい、そういう公文書でお願いをすれば、大体可能と思います。

私たちは、実際そのときに集めたのは、今、古墳公園資料館の中にあります。資料館のホールの書棚にあります。それは、広川町史を編さんするときに、8年間かかったんですけれども、8年間のときに、たまたま私も、もうそのとき既に議員の職をいただいておりますので、議会関係で出張するときなんかは、必ず先方に事務局を通じて、その寄贈のお願いをしてきました。それで、その当時は、今の副町長が事務局長であったんですけれども、ほとんど無償でどこからもいただいたはず。そういうことで、それは、教育委員会がしっかりそういう手続をとれば、相当なものが蔵書として持つことができると思います。

ですから、それは——今、次長が上げたようなのは、もう何ぼの蔵書の数でもありません。ですから、しっかりその辺は考えて取り組んでください。できるはずですよ。そういうのを買っておいたら、とても金銭的にも、金額的にも半端じゃないですから、そのかわり、広川町史についても、よそから要請があると思います。そういうのは、当然、今、総務課のほうで、財産管理のほうでされていると思いますが、そういうときには応じてあると思います。お互いですよ。ですから、それはできると思いますので、ぜひそういうことを考えてください。

それで、もう1つ気になるのが、きょう池尻議員の質問に関して答弁を聞いていまして気になったのが、今度は図書館司書、図書館職員の募集について、十二、三人の応募があったということだった。そして、そのときに採用に当たって、どういう図書館をつくりたいですかということを聞いて、それをいわゆる採用の判断にウエートを置いたような答弁がされました。実際は、それはもう計画の段階で、こういう図書館をつくりたいというのがないといかんとじゃなかですか。採用する職員にどういう図書館をつくりたいですかということじゃなくして、本来は、だから、計画の立ち上げの段階にいかんにか民意を吸収し、把握してやるかということなんですよ。それで、もう本当を言ったら、それは当事者が、所管課がいささか無責任ですよ、その答弁は。今から入ってくる職員に、どんな図書館をつくりたいですかと、そんな話があるもんですか。どうですか。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

少し誤解があったかもしれませんが、面接の中でそういうお話を伺いました。もちろん履歴書も出していただいておりますし、経験、実力、それから意欲というものをそういうお話の中から人選をしたという、言葉が少し足りなかったかと思います。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

とにかくやっぱりしっかりとした取り組みを持って、所管課はまずそうでしょうけれども、これからつくろうと言われる図書館協議会、その人選、そういうものは今後の広川町図書館の将来を左右する問題だと思います。もうぜひですね、非常に厳しいことを言いましたけれども、やはりもう本当に待ちに待った図書館なんですよ。それを何じゃこりゃと言われることのないように、私たちも言われたくないですよ。それと一緒に、皆さんも言われたくないと思う。ですから、そのために、しっかり内部での共通理解をされて、やっぱり問題提起、提言は提言として、ぜひお酌み取りいただきたいと思います。

次に、学童保育の問題であります。

平成25年度にアンケートをとったと聞きましたが、27年度に向けてのニーズの変化はいかなもののでしょうか。わかる範囲で結構ですが。

○議長（神山章憲）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤島弘義）

ただいま取りまとめておまして、子ども・子育て会議のほうに提案をしておる段階で、最終結論は出しておりませんが、そのアンケートというか、実態調査ということでやっておりますので、保護者の就労がどういう状況をとられておるかということで、その子供さんたちの学童保育がどのくらい必要かというような観点での調査ですので、保護者の方が預けたいか、預けたくないかというような内容ではございません。

そういった意味でいきますと、今のところ、今、町が設定をしておる学童保育の数でほぼ足りておるといような数字が出ております。ただ、それはもう50%程度の回答率でございますので、それをどう今後の目標数値につなげていくかということについては、子ども・子育て会議の中で議論を続けていくという状況でございます。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

この件については、私は指定管理も視野に入れて考えていただきたいということを問題提起したわけですが、町長も国のいわゆる方針がしっかりと決まった段階では、町の責任もおのずと決まってくるので、その中で運営方法等についても考えることもあるというこ

とでございますので、そこでやめておきますが、もう1つ、最後になります。もう時間がありませんので、図書館について、もう1点だけ聞き忘れましたので、申しわけありませんが、お尋ねします。

いわゆる非常に貴重な資料、あるいは高価な稀覯書、それからいわゆるめったに手に入らない資料、こういうものについてはもう新刊であろうと、旧刊であろうと、古本であろうと、必要なものは必要で、購入することもあり得ると思います。あるいは、寄贈があります。

実は、私もある人の蔵書を私に一切委ねられましたので、その人の蔵書をそろったもの、あるいはこれは重要と思われるものについては図書館のほうに寄贈をしてもらっています。そういう場合に、図書館のほうからは、教育委員会のほうからは、何か受け入れに対して感謝状なのか、あるいは記念品なのか、あるいはオープン時に開館時のセレモニーがあって、そこに招待されるのか、いろんなことが考えられると思いますが、町のほうでは、10千円以上のふるさと納税をいただいた方については、いわゆる町の特産物を贈呈しておるということでございますが、そういうことのお考えはありますか、今後。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

議員おっしゃるとおり、今、議員を通じて議員のほうからかなりの寄贈、ほかの方たちからもいろんな寄贈のお話をいただいております。お礼、感謝状等についてはまた考えていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの除籍ですけれども、失礼いたしました。除籍の規定のほうで、閉架書庫に5年保存して廃棄というふうな規定を設けております。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

そのお礼については、やはり誠意でございますので、ぜひお考えいただきたいと思えます。気持ちでございますので。

以上で、いよいよ図書館のオープンを大いに、大きな期待を持って待っております。また、担当課も大変でしょうけれども、その辺を十分意を酌んで取り組んでいただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。